

# 西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付 規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、家庭における二酸化炭素の排出抑制及び再生可能エネルギーの活用促進を図るため、市が交付する西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。
- (2) 蓄電池 太陽光発電設備により発電した電力を蓄え、必要に応じて電力を活用することができる定置型の設備をいう。
- (3) FIT制度又はFIP制度の認定 再エネ特措法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画に係る同条第4項の規定による経済産業大臣の認定をいう。
- (4) パワーコンディショナ 直流電力を交流電力に変換する機器をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は補助金の交付申請時において市外に住所を有する者で、第9条に規定する実績報告を行うまでに市内に住所を有することとなるものであること。
- (2) 自ら所有し、かつ、居住する市内の既築住宅若しくは自ら所有し、かつ、居住する市内の新築住宅に太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する者又は太陽光発電設備及び蓄電池が一体的に導入された市内の新築建売住宅を自ら所有し、かつ、居住する者であること。
- (3) FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- (4) 太陽光発電設備により発電した電力の量（以下「発電量」という。）のうち、自ら居住する住宅の敷地内で消費する電力の量（以下「自家消費量」という。）が30パーセント以上となることが想定されること。
- (5) 市税等（市民税その他の市税、介護保険料、保育料、後期高齢

者医療保険料、水道料金、下水道使用料等をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。

- (6) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

（補助対象設備等）

第4条 補助対象設備及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼市税等の調査に関する承諾書（様式第3号）
- (3) 補助対象設備の設置工事に要する費用に係る見積書及びその内訳が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の仕様が分かる書類
- (5) 補助対象設備を設置しようとする場所の所在地を示した地図
- (6) 発電量及び自家消費量に係る根拠書類
- (7) 補助対象設備を設置しようとする土地及び建物の全部事項証明書の写し（発行から3月以内のもの）（既築住宅に設置する場合に限る。）
- (8) 補助対象設備を設置しようとする箇所の現況写真（既築住宅に設置する場合に限る。）
- (9) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写し（既築住宅に設置する場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、予算の範囲内において、前項の規定による申請の受付を行うものとし、予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付決定書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その理由を付して、申請者に通知するも

のとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定め並びにこの規程の規定を遵守すること。
- (2) 西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象設備の設置工事に要した費用を支払った日（新築住宅又は新築建売住宅に補助対象設備を設置する場合にあっては、住民票を異動した日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の1月20日のいずれか早い日までに、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 補助対象設備の設置工事に要した費用の明細が確認できる書類及び領収書等の支払を証する書類の写し
- (3) 補助対象設備が設置された住宅の全景写真
- (4) 設置された太陽光発電設備のパネル（以下「太陽光パネル」という。）の枚数が確認できる写真
- (5) 製造業者が発行する太陽光パネルの出力対比表又は製造番号表の写し

- (6) パワーコンディショナの定格出力が確認できる銘板等の写真
- (7) 蓄電池の蓄電容量が確認できる銘板等の写真
- (8) 補助対象設備の保証書の写し
- (9) 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し（売電を行う場合に限る。）
- (10) 補助対象設備を設置した土地及び建物の全部事項証明書の写し（発行から3月以内のもの）（新築住宅又は新築建売住宅に設置した場合に限る。）
- (11) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写し（新築住宅又は新築建売住宅に設置した場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。  
（補助金の交付）

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。  
（交付決定の取消し等）

第12条 交付決定の取消し、補助金の返還の手続は、西脇市補助金等交付規則（平成17年西脇市規則第45号）の定めるところによる。  
（財産処分の制限）

第13条 補助事業者は、別表第2に定める処分制限期間を経過する前に補助事業により取得した太陽光発電設備又は蓄電池を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業に係る処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けた場合はこの限りでない。  
（帳簿等の保存期間）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、別表第2に定める処分制限期間の間、保存しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者に対して、必要な指示を行い、又は帳簿及び書類の検査を行うことができる。  
（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした補助金については、この告示は、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和8年4月17日告示第 121号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条 関係）

補助対象設備	<p>次に掲げる要件を全て満たす太陽光発電設備及び蓄電池とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主として住宅に設置するために販売されているものであること。</li> <li>2 貸借品ではなく、未使用の既製品であること。</li> <li>3 買換えでないこと。</li> <li>4 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</li> </ol>
補助金の額	<p>次に掲げる額の合計額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 太陽光発電設備             <p>1 kW当たり70,000円に最大出力（上限5 kW）を乗じて得た額とする。</p> <p>※ 最大出力の算出に当たっては、太陽光パネルの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い値とし、小数点以下を切り捨てる。</p> </li> <li>2 蓄電池             <p>電力量1 kWh当たりの設備費及び工事費（税抜き）の価格（上限141,000円）に3分の1を乗じて得た額に蓄電容量（上限5 kWh）を乗じて得た額</p> <p>※ 蓄電容量は、小数点第2位以下を切り捨てた値とする。</p> </li> </ol>

別表第 2（第13条、第14条 関係）

区分	処分制限期間
太陽光発電設備	補助金の交付を受けた日から17年間
蓄電池	補助金の交付を受けた日から6年間

様式第1号（第5条関係）

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付  
申請書

年 月 日

西脇市長

様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

添付書類（全て確認、添付の上、を記入ください。）

<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号）
<input type="checkbox"/> 誓約書兼市税等の調査に関する承諾書（様式第3号）
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置工事に要する費用に係る見積書及びその内訳が確認できる書類の写し
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の仕様が分かる書類
<input type="checkbox"/> 補助対象設備を設置しようとする場所の所在地を示した地図
<input type="checkbox"/> 発電量及び自家消費量に係る根拠書類
<input type="checkbox"/> 補助対象設備を設置しようとする土地及び建物の全部事項証明書の写し（発行から3月以内のもの）（既築住宅に設置する場合に限る。）
<input type="checkbox"/> 補助対象設備を設置しようとする箇所の現況写真（既築住宅に設置する場合に限る。）
<input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写し（既築住宅に設置する場合に限る。）

市税等 納付 状況	市 税	介護保険料	保育料	後期高齢者 医療保険料	水道料金 下水道使用料	その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 該当なし

※市処理欄につき記入しないでください。

事業計画書

申請者	氏名		住所	
太陽光発電設備等の設置場所	西脇市			
住宅の区分	<input type="checkbox"/> 既築住宅（ <input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 増設）		<input type="checkbox"/> 新築住宅	<input type="checkbox"/> 新築建売住宅
事業予定	契約予定日 又は 着工予定日	年 月 日	代金支払予定日 又は 引渡し予定日	年 月 日
	※いずれか早い日を記入		※いずれか遅い日を記入	
太陽光発電設備	太陽光パネル合計出力	パワーコンディショナ合計出力	採用出力 ※①、②のいずれか低い出力値を記入、小数点以下切捨て	
	① kW	② kW	(A)	kW ※(A)の上限は5kW
	補助金の額【(A)×70,000円】		(B)	円
	余剰電力の売電有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	売電先（有の場合）	
	確認事項	<input type="checkbox"/> FIT制度又はFIP制度による売電は行いません。		
蓄電地	1台当たりの蓄電容量	設置台数	蓄電容量【③×④】	
	③ kWh	④ 台	(C)	kWh ※(C)の上限は5kWh、小数点第二位以下切捨て
	補助対象経費 （税抜き）	設備費	(D)	円
		工事費	(E)	円
	補助対象経費（税抜き）/kWh	{(D)+(E)} ÷ (C)	(F)	円 ※(F)の上限は14.1万円
補助金の額【(F)×1/3×(C)】		(G)	円 ※1,000円未満切捨て	
補助金交付申請額【(B)+(G)】			円	
自家消費計画	⑤年間発電量見込み	⑥年間自家消費量見込み	自家消費率（⑥/⑤×100）	
	kWh	kWh	%	
施工予定事業者	事業者名			
	所在地			
	電話番号			
	担当者氏名			

様式第3号（第5条関係）

誓約書兼市税等の調査に関する承諾書

年 月 日

西脇市長

様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

- 1 西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金の交付を申請するに当たり、次のことを誓約します。
  - (1) 納期限が到来している市税等に未納がないこと。
  - (2) 上記(1)が事実と相違する場合、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付規程により補助金の交付を決定されず、又は既になされた補助金の交付の決定を取り消されても異議のないこと。
  - (3) 交付申請時において西脇市外に住所を有する場合にあっては、補助金の実績報告を行うまでに、西脇市に住民票を異動すること。
  - (4) 補助金の交付後に交付要件に該当しないことが判明した場合、交付された補助金の全部又は一部を西脇市に返還すること。
  - (5) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- 2 上記1(1)の確認のため、西脇市が市税等の納付状況及び申告状況を調査し、その調査結果を補助金の交付決定の審査等に利用することを承諾します。

様式第4号（第6条関係）  
西脇市指令第 号

住 所  
氏 名

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付  
決定書

年 月 日付けで申請のあった西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付規程第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長

印

1 補助金の額

円

2 条件

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定め並びに西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付規程の規定を遵守すること。
- (2) 西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 補助対象設備の設置工事に要した費用を支払った日（新築住宅又は新築建売住宅に補助対象設備を設置する場合にあっては、住民票を異動した日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の1月20日のいずれか早い日までに西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業実績報告書（様式第8号）を提出すること。

様式第5号（第6条関係）

住 所  
氏 名

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金の交付については、次の理由により不交付と決定したので、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業交付規程第6条第3項の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長

印

不交付の理由

年 月 日

住 所  
氏 名

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付西脇市指令第 号で交付決定のあった西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業について、交付決定の内容を下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円  
（変更前 円）
- 2 変更し、中止し又は廃止する理由
- 3 変更内容（変更の場合のみ記入）
- 4 添付書類（必要に応じて添付）

様式第7号（第8条関係）  
西脇市指令第 号

住 所  
氏 名

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業（変更・中止・廃止）の承認については、次のとおり決定したので、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付規程第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長

印

1 承認する

- (1) 交付金額 金 円  
（変更前 金 円）  
(2) 変更内容（変更の場合）

(3) 条件

2 承認しない  
理由

年 月 日

住 所  
氏 名

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業実績報告書

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業が完了しましたので、その実績を次のとおり報告します。

記

- 1 交付番号及び年月日  
西脇市指令第 号 年 月 日
- 2 交付決定額  
円
- 3 添付書類（全て確認、添付の上、を記入ください。）

- 事業報告書（様式第 9 号）
- 補助対象設備の設置工事に要した費用の明細が確認できる書類及び領収書等の支払を証する書類の写し
- 補助対象設備が設置された住宅の全景写真
- 設置された太陽光パネルの枚数が確認できる写真
- 製造業者が発行する太陽光パネルの出力対比表又は製造番号表の写し
- パワーコンディショナの定格出力が確認できる銘板等の写真
- 蓄電池の蓄電容量が確認できる銘板等の写真
- 補助対象設備の保証書の写し
- 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し（売電を行う場合に限る。）
- 補助対象設備を設置した土地及び建物の全部事項証明書の写し（発行から 3 月以内のもの）（新築住宅又は新築建売住宅に設置した場合に限る。）
- 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写し（新築住宅又は新築建売住宅に設置した場合に限る。）

事業報告書

報告者	氏名		住所	
太陽光発電設備等の設置場所	西脇市			
住宅の区分	<input type="checkbox"/> 既築住宅（ <input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 増設）		<input type="checkbox"/> 新築住宅	<input type="checkbox"/> 新築建売住宅
事業実施	契約日 又は 着工日	年 月 日	代金支払日 又は 引渡し日	年 月 日
	※いずれか早い日を記入		※いずれか遅い日を記入	
太陽光発電設備	太陽光パネル合計出力	パワーコンディショナ合計出力	採用出力	
	① kW	② kW	(A)	kW
	補助金の額【(A)×70,000円】		(B)	円
	余剰電力の売電有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	売電先（有の場合）	
	確認事項	<input type="checkbox"/> FIT制度又はFIP制度による売電は行いません。		
蓄電地	1台当たりの蓄電容量	設置台数	蓄電容量【③×④】	
	③ kWh	④ 台	(C)	kWh
	補助対象経費（税抜き）	設備費	(D)	円
		工事費	(E)	円
	補助対象経費（税抜き）/kWh	{(D)+(E)} ÷ (C)	(F)	円
補助金の額【(F)×1/3×(C)】	(G)	円		
補助金交付申請額【(B)+(G)】				円
自家消費計画	⑤年間発電量見込み	⑥年間自家消費量見込み	自家消費率（⑥/⑤×100）	
	kWh	kWh	%	
施工事業者	事業者名			
	所在地			
	電話番号			
	担当者氏名			

様式第10号（第10条関係）  
西脇市指令第 号

住 所  
氏 名

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業実績報告書に基づき、補助金の額を次のとおり確定したので、西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付規程第10条の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長

印

補助金の額

円

年 月 日

西脇市長

様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付  
請求書

年 月 日付西脇市指令第 号により交付決定を受けた西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額 \_\_\_\_\_ 円

振込先口座

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 協			本 店 支 店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号		
口座名義人	フリガナ			
	漢字等			

※申請者名義に限る。

様式第12号（第13条関係）

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業に係る処分  
承認申請書

年 月 日

西脇市長

様

住 所  
氏 名

西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業により取得した財産を  
下記のとおり処分したいので申請します。

記

処分しようとする 財 産 の 明 細	
処分しようとする理由	
処分の方法 <small>※該当する番号に○をしてください。</small>	1 譲渡 2 交換 3 貸付け 4 担保
添付書類	・西脇市住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金額確定通知書の写し ・その他市長が必要と認める書類